

# 建築物省エネ法認定申請手数料【第 22 号表】

【令和 8 年 4 月 1 日施行予定】

## 1. 計画の適合性判定申請（法第 11 条第 1 項及び法第 12 条第 2 項）

建物種別（計算方法）		号区分	延べ床面積（㎡）	金額	
非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等、複合建築物	標準入力法等基準	非住宅部分	ア(ア)a	300㎡未満	241,000円
			ア(ア)b	300㎡以上 500㎡以内	297,000円
		工場等部分	ア(イ)a	300㎡未満	23,000円
			ア(イ)b	300㎡以上 500㎡以内	32,100円
	モデル建物法基準	非住宅部分	ア(ウ)a	300㎡未満	92,100円
			ア(ウ)b	300㎡以上 500㎡以内	115,000円
		工場等部分	ア(エ)a	300㎡未満	19,000円
			ア(エ)b	300㎡以上 500㎡以内	27,500円
	標準計算基準	住宅部分	ア(オ)a	300㎡未満	71,900円
			ア(オ)b	300㎡以上 500㎡以内	120,000円
	仕様基準	住宅部分	ア(カ)a	300㎡未満	34,200円
			ア(カ)b	300㎡以上 500㎡以内	59,300円
仕様・計算併用法基準	住宅部分	ア(キ)a	300㎡未満	53,000円	
		ア(キ)b	300㎡以上 500㎡以内	89,300円	
一戸建ての住宅	標準計算基準		イ(ア)a	200㎡未満	36,100円
			イ(ア)b	200㎡以上	39,800円
	仕様基準		イ(イ)a	200㎡未満	18,000円
			イ(イ)b	200㎡以上	19,000円
	仕様・計算併用法基準		イ(ウ)a	200㎡未満	26,900円
			イ(ウ)b	200㎡以上	28,000円

## 2. 計画の変更の適合性判定申請（法第 11 条第 2 項及び法第 12 条第 3 項）

建物種別（計算方法）		号区分	延べ床面積（㎡）	金額	
非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等、複合建築物	標準入力法等基準	非住宅部分	ア(ア)a	300㎡未満	241,000円
			ア(ア)b	300㎡以上 500㎡以内	297,000円
		工場等部分	ア(イ)a	300㎡未満	23,000円
			ア(イ)b	300㎡以上 500㎡以内	32,100円
	モデル建物法基準	非住宅部分	ア(ウ)a	300㎡未満	92,100円
			ア(ウ)b	300㎡以上 500㎡以内	115,000円
		工場等部分	ア(エ)a	300㎡未満	19,000円
			ア(エ)b	300㎡以上 500㎡以内	27,500円
	標準計算基準	住宅部分	ア(オ)a	300㎡未満	71,900円
			ア(オ)b	300㎡以上 500㎡以内	120,000円
	仕様基準	住宅部分	ア(カ)a	300㎡未満	34,200円
			ア(カ)b	300㎡以上 500㎡以内	59,300円
仕様・計算併用法基準	住宅部分	ア(キ)a	300㎡未満	53,000円	
		ア(キ)b	300㎡以上 500㎡以内	89,300円	
一戸建ての住宅	標準計算基準		イ(ア)a	200㎡未満	18,000円
			イ(ア)b	200㎡以上	19,000円
	仕様基準		イ(イ)a	200㎡未満	9,000円
			イ(イ)b	200㎡以上	10,000円
	仕様・計算併用法基準		イ(ウ)a	200㎡未満	13,000円
			イ(ウ)b	200㎡以上	14,000円

【令和8年4月1日施行予定】

3. 軽微な変更該当することを証する書面交付（法第13条、令第5条）

建物種別（計算方法）		号区分	延べ床面積（㎡）	金額	
非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等、複合建築物	標準入力法等基準	非住宅部分	ア(ア)a	300㎡未満	241,000円
			ア(ア)b	300㎡以上500㎡以内	297,000円
		工場等部分	ア(イ)a	300㎡未満	23,000円
			ア(イ)b	300㎡以上500㎡以内	32,100円
	モデル建物法基準	非住宅部分	ア(ウ)a	300㎡未満	92,100円
			ア(ウ)b	300㎡以上500㎡以内	115,000円
		工場等部分	ア(エ)a	300㎡未満	19,000円
			ア(エ)b	300㎡以上500㎡以内	27,500円
	標準計算基準	住宅部分	ア(オ)a	300㎡未満	71,900円
			ア(オ)b	300㎡以上500㎡以内	120,000円
仕様基準	住宅部分	ア(カ)a	300㎡未満	34,200円	
		ア(カ)b	300㎡以上500㎡以内	59,300円	
仕様・計算併用法基準	住宅部分	ア(キ)a	300㎡未満	53,000円	
		ア(キ)b	300㎡以上500㎡以内	89,300円	
一戸建ての住宅	標準計算基準	イ(ア)a	200㎡未満	18,000円	
		イ(ア)b	200㎡以上	19,000円	
	仕様基準	イ(イ)a	200㎡未満	9,000円	
		イ(イ)b	200㎡以上	10,000円	
	仕様・計算併用法基準	イ(ウ)a	200㎡未満	13,000円	
		イ(ウ)b	200㎡以上	14,000円	

4. 計画の認定申請（法第29条第1項）

建物種別（計算方法）		号区分	延べ床面積（㎡）	適合証添付あり	適合証添付なし	
申請建築物	非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物	非住宅部分	誘導 標準入力法等基準 ア(ア)a(a)	300㎡未満	10,000円	241,000円
			ア(ア)a(b)	300㎡以上500㎡以内	17,100円	297,000円
			誘導 モデル建物法基準 ア(ア)b(a)	300㎡未満	10,000円	92,100円
			ア(ア)b(b)	300㎡以上500㎡以内	17,100円	115,000円
		住宅部分	誘導 標準計算基準 ア(ア)c(a)	300㎡未満	10,000円	71,900円
			ア(ア)c(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円	120,000円
			誘導 仕様基準 ア(ア)d(a)	300㎡未満	10,000円	34,200円
			ア(ア)d(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円	59,300円
	誘導仕様・計算併用法基準	ア(ア)e(a)	300㎡未満	10,000円	53,000円	
		ア(ア)e(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円	89,300円	
	一戸建ての住宅	誘導 標準計算基準	ア(イ)a(a)	200㎡未満	5,000円	36,100円
			ア(イ)a(b)	200㎡以上500㎡以内	5,000円	39,800円
		誘導 仕様基準	ア(イ)b(a)	200㎡未満	5,000円	18,000円
			ア(イ)b(b)	200㎡以上500㎡以内	5,000円	19,000円
誘導仕様・計算併用法基準		ア(イ)c(a)	200㎡未満	5,000円	26,900円	
		ア(イ)c(b)	200㎡以上500㎡以内	5,000円	28,000円	
他の建築物		イ	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、上記区分に応じ、当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額			

【令和8年4月1日施行予定】

5. 計画の変更の認定申請（法第31条第1項）

建物種別（計算方法）			号区分	延べ床面積（㎡）	適合証添付あり	適合証添付なし	
計画に記載されている建築物	非住宅建築物	非住宅部分	誘導 標準入力法等基準	ア(ア)a(a)	300㎡未満	10,000円	241,000円
				ア(ア)a(b)	300㎡以上500㎡以内	17,100円	297,000円
			誘導 モデル建物法基準	ア(ア)b(a)	300㎡未満	10,000円	92,100円
				ア(ア)b(b)	300㎡以上500㎡以内	17,100円	115,000円
	共同住宅等 複合建築物	住宅部分	誘導 標準計算基準	ア(ア)c(a)	300㎡未満	10,000円	71,900円
					ア(ア)c(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円
			誘導 仕様基準	ア(ア)d(a)	300㎡未満	10,000円	34,200円
					ア(ア)d(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円
			誘導仕様・計算 併用法基準	ア(ア)e(a)	300㎡未満	10,000円	53,000円
					ア(ア)e(b)	300㎡以上500㎡以内	20,000円
	一戸建ての住宅		誘導 標準計算基準	ア(イ)a(a)	200㎡未満	3,000円	18,000円
					ア(イ)a(b)	200㎡以上500㎡以内	3,000円
			誘導 仕様基準	ア(イ)b(a)	200㎡未満	3,000円	9,000円
					ア(イ)b(b)	200㎡以上500㎡以内	3,000円
誘導仕様・計算 併用法基準			ア(イ)c(a)	200㎡未満	3,000円	13,000円	
				ア(イ)c(b)	200㎡以上500㎡以内	3,000円	14,000円
計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加（ウを除く）			イ	当該追加する建築物一棟ごとに、前項ア号の区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額			
計画に記載されている建築物について変更し、計画に記載されている建築物を計画に追加			ウ	当該変更する全ての建築物についてア号の区分により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイ号の区分により算出した額を合算した額			

6. 建築基準関係規定適合審査（法第30条第2項、法第31条第2項）

計画の認定を受けようとする建築物又は 計画変更の認定を受けようとする建築物 が建築基準関係規定適合審査	床面積の合計に応じて第19号表及び 江津市建築基準法の施行に関する規則第6条の規定により 算出した額
---	--